

2 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の5ページから10ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- 提出先、提出日、申告年分(□□に「29」と書き、空白部分「確定」と書き)、住所(事業所などを含みます)、マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号(市外局番から書いてください)。
- 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます)。

【上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係】
 上場株式等の配当等(53ページの2(2)参照)については、その支払の際に20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収がされます。
 また、申告する場合は、上場株式等の配当等に係る配当所得(※)については、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。
 ※ 利子所得は総合課税を選択することはできません。

※ 配当所得について申告分離課税を選択する場合には、「申告書第三表」の⑦欄及び⑥欄に記載し、「申告書第一表」の④欄及び⑤欄には記載しません。

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

申告書B第一表

確定申告書には、申告の都度、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

第一表 平成二十九年分

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 D市△町9-8-7

氏名 高松 太郎

マイナンバー Y市〇〇町1-3-2

収入金額等

給与	9,065,400
配当	6,958,860
合計	6,958,860

所得金額

給与	6,958,860
配当	0
合計	6,958,860

所得から差し引かれる金額

医療費控除	1,147,796
社会保険料控除	83,500
地震保険料控除	33,000
合計	2,024,296

第三表⑨欄へ(29ページ)

第三表⑫欄へ(29ページ)

平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票

住所 D市△町9-8-7

氏名 高松 太郎

給与・賞与	9,065,400	6,958,860	2,024,296	571,000
控除対象配当				
合計	1,147,796	83,500	33,000	

株主 高松 太郎

3 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、【事例1】の7ページ及び「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の4ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 D市△町9-8-7

氏名 高松 太郎

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

給与	9,065,400	571,000
配当	40,000	6,126
合計	9,105,400	577,126

受け取った金額とは異なりますので、ご注意ください。

第一表⑫欄へ(26ページ)

第一表⑭欄へ(29ページ)

【支払通知書(上場株式配当等の支払通知書)】

第〇期 配当金明細書	配当金額	所得税率	所得税額	税引後配当金額
ご所有株式 100株	40,000円	15.315%	6,126円	33,874円
		住民税率	住民税額	
		5%	2,000円	

株主 高松 太郎

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)
 申告する所得について、源泉徴収税額がある場合に書いてください。
 上場株式等の配当等については、その支払金額に対して所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%の合計20.315%が源泉徴収されています。所得税及び復興特別所得税(15.315%)の税額は、「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄の「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄に書いてください。
 なお、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を「○」で囲んでください(57ページ参照)。この事例の場合、特定口座を通じて受け取った配当については源泉徴収されていないので、記入の必要はありません。

住民税・事業税に関する事項
 申告する上場株式等の配当等の住民税(5%)の税額は左欄の「配当割額控除額」欄に記載してください。
 《参考》
 「株式等譲渡所得割額控除額」欄については、この事例では源泉徴収口座での譲渡益がありませんので記載の必要はありません。記載に当たっては57ページを参照してください。

4 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、【事例1】8ページをご覧ください。また、所得から差し引かれる金額は、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の11ページから18ページで計算できます。

5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「特定口座年間取引報告書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。
住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

特例適用条文
この事例では、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37条の12の2）」（52ページ参照）の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に右のように書きます。

この事例の場合、平成29年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額に△を付けて（0の場合は0と）「申告書第三表」⑥⑦欄に転記してください。また、「確定申告書付表」1面の⑥欄の金額は、「申告書第三表」⑥⑦欄に転記してください。

※ 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額を申告せず、その源泉徴収口座の配当所得等の金額のみを申告する場合、他に申告をすべき上場株式等に係る譲渡所得等の金額がないときは、「申告書第三表」⑦⑧欄及び⑥⑦欄は記入の必要はありません。

申告書第三表(右下部)

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
付表のとおり	140,000円		140,000円

【参考】
純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表（分離課税用）」に代えて「申告書第四表（損失申告用）」を使用します。詳しくは、税務署にお尋ねください。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

住所: D市△町9-8-7
氏名: 高松 三郎

特例適用条文: 措法 37条の12の2

平成29年分 特定口座年間取引報告書

譲渡区分	譲渡の対価の額(収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等
上場株式等	900,000円	119,000円
特定信用分	900,000円	119,000円
合計	1,800,000円	238,000円

収入金額: 1,900,000円
所得金額: 1,400,000円
繰越控除: △79,000円

確定申告書付表(1面下部)

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
W証券大手支店	100,000円	
L建設株式会社	40,000円	
合計	140,000円	

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (4) 140,000円

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
付表のとおり	140,000円		140,000円

6 第三表の税金の計算、その他の箇所を書きます。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

総合課税の合計額(申告書第一表の⑨)	6,958,860
所得から差し引かれる金額(申告書第一表の⑫)	2,024,296
課税される所得金額(⑨-⑫)	4,934,000
⑨ 対応分	0.00
⑩ 対応分	0.00
⑪ 対応分	0.00
⑫ 対応分	0.00
⑬ 対応分	0.00
⑭ 対応分	0.00
⑮ 対応分	0.00
⑯ 対応分	0.00

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

⑰ 対応分	5,593,000
⑱ 対応分	
⑲ 対応分	
⑳ 対応分	
㉑ 対応分	
㉒ 対応分	
㉓ 対応分	
㉔ 対応分	
㉕ 対応分	
㉖ 対応分	
㉗ 対応分	
㉘ 対応分	
㉙ 対応分	
㉚ 対応分	
㉛ 対応分	
㉜ 対応分	
㉝ 対応分	
㉞ 対応分	
㉟ 対応分	
㊱ 対応分	
㊲ 対応分	
㊳ 対応分	
㊴ 対応分	
㊵ 対応分	
㊶ 対応分	
㊷ 対応分	
㊸ 対応分	
㊹ 対応分	
㊺ 対応分	
㊻ 対応分	
㊼ 対応分	
㊽ 対応分	
㊾ 対応分	
㊿ 対応分	

第一表の所得金額「⑨合計」欄に記載した金額(26ページ参照)と所得から差し引かれる金額「⑫合計」欄に記載した金額(26ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 - ⑫欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合
Aの金額を⑰欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください(詳しくは【事例1】10ページを参照してください)。この事例の場合、⑨欄の金額(6,958,860円)から⑫欄の金額(2,024,296円)を差し引いた残りの金額(4,934,000円)[1,000円未満切捨て]を⑰欄に書いてください。

Aの金額が赤字の場合
【事例2】16ページを参照してください。
⑳欄及び㉑欄の金額がいずれも1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます)、㉒欄の記入の必要はありません。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「3 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(㉑欄) × 所得税の税率 - 控除額 = 総合課税の所得金額に対する税額

4,934,000円 × 0.2 - 427,500円 = 559,300円

.....(㉓欄に書きます。)

翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額(上場株式等に係る繰越損失及び特定投資株式に係る繰越損失の合計額)を書きます。

確定申告書付表(2面上部)

翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額(㉔+㉕)	79,000
---------------------------------	--------

7 第一表の税金の計算、その他の箇所を書きます。

申告書B第一表(右上部)

課税される所得金額(⑨-⑫)	4,934,000
⑰ 対応分	5,593,000
⑱ 対応分	
⑲ 対応分	
⑳ 対応分	
㉑ 対応分	
㉒ 対応分	
㉓ 対応分	559,300
㉔ 対応分	
㉕ 対応分	
㉖ 対応分	
㉗ 対応分	
㉘ 対応分	
㉙ 対応分	
㉚ 対応分	
㉛ 対応分	
㉜ 対応分	
㉝ 対応分	
㉞ 対応分	
㉟ 対応分	
㊱ 対応分	
㊲ 対応分	
㊳ 対応分	
㊴ 対応分	
㊵ 対応分	
㊶ 対応分	
㊷ 対応分	
㊸ 対応分	
㊹ 対応分	
㊺ 対応分	
㊻ 対応分	
㊼ 対応分	
㊽ 対応分	
㊾ 対応分	
㊿ 対応分	

○ 作成に当たっては、【事例1】11ページをご覧ください。また、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の19ページから23ページも併せてご覧ください。

この事例では、特定口座開設前に受け取ったL建設の配当から源泉徴収されていた所得税及び復興特別所得税額相当額のうち、6,081円が還付されます。
なお、源泉徴収されていた配当割額控除額(住民税)の還付方法については58ページ「参考事項2」を参照してください。

添付書類
この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、15ページの「添付書類」の2及び3を参照してください。